

様式第1-1 (日本産業規格A列4番)

伊 地 公 協 第 号
令 和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 伊賀市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 三重県伊賀市四十九町3184番地
代表者氏名 会長 辻本 勝久

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に規定する事項の記載箇所（項）について（伊賀市）

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

28 ページに記載

2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

34 ページに記載

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

31 ページに記載

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

62 ページに記載

4-4 地域公共交通の機能分類とサービス水準の設定

(1) 地域公共交通の位置づけと機能分類・サービス水準の設定

- 伊賀市内の鉄道は、大阪～名古屋間を結ぶ広域的な公共交通の軸として北部をJR関西本線、南部を近鉄大阪線、京都方面へJR草津線が機能しています。また、JR関西本線と近鉄大阪線を結ぶ形で伊賀鉄道が市の中央部を南北に縦断しており、伊賀市の広域交通体系の骨格を形成しながら、市民や来訪者の広域的な都市間の移動需要に対応しています。そのため、これら鉄道を『公共交通軸（鉄道）』と位置づけます。
- 名古屋上野高速等の高速バスは、市内を東西に貫く名阪国道を軸に、関西方面、名古屋・関東方面を結んでいます。鉄道と同様に、市民や来訪者の広域的な都市間の移動需要に対応していることから、高速バスを『公共交通軸（高速バス）』と位置づけます。
- 路線バス上野名張線、廃止代替バス月瀬線は、隣接市町村とのアクセスに重要な役割を果たしていることから、これら市域を跨ぐバス路線を『公共交通軸（基幹バス）』と位置づけます。
- 営業路線バス阿波線、玉滝線、桐が丘線及び月瀬線以外の廃止代替バスは、公共交通軸と一体となって医療機関、公共施設などの拠点施設へのアクセス機能を有する生活交通軸として機能していることから、これらバス路線を『準基幹バス』と位置づけ、阿波線、玉滝線については、国の地域旅客運送サービス継続事業を活用しながら運行します。
それらの路線のうち、特に西山・島ヶ原線及び友生線については、基幹バスや鉄道路線に接続する「フィーダー系統」として、国の補助制度である地域公共交通確保維持事業を活用しながら運行します。
- その他行政バス等は、各地域の生活圏内の移動を支え、地域の拠点である各支所や公共交通軸（鉄道、基幹バス）及び準基幹バスへのアクセス手段として機能しています。また、タクシーは地域の多様な移動ニーズに対応する面的な交通手段として機能しています。これら行政バス等やタクシーを『地域生活交通』と位置づけます。

■ 地域公共交通確保維持事業の必要性

上野名張線
伊賀上野駅から名張駅までを結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や沿線に立地する病院への通院、中心市街地への買い物等の利用に不可欠な路線です。
阿波線
上野市駅から茅町駅を経由して旧大山田村を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や沿線に立地する病院への通院、中心市街地への買い物等の利用に不可欠な路線です。このような重要な役割を担っている一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域旅客運送サービス継続事業により運行を確保・維持する必要があります。
玉滝線
上野市駅から佐那具駅を経由して旧阿山町を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤や沿線に立地する病院への通院、大型商業施設、中心市街地への買い物等の利用に不可欠な路線です。このような重要な役割を担っている一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域旅客運送サービス継続事業により運行を確保・維持する必要があります。
桐ヶ丘線
青山町駅と桐ヶ丘地区を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や、沿線に立地する病院への通院、大型商業施設への買い物等の利用に不可欠な路線です。
友生線
郊外の友生、ゆめが丘地区と中心市街地エリアを結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や沿線に立地する病院への通院、大型商業施設への買い物等の利用に不可欠な路線です。また、上野市駅で地域間幹線である上野名張線、玉滝線、阿波線のほか、柘植線と接続することにより、他市域や他支所管内への移動も可能となっています。このような重要な役割を担っている一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
諏訪・予野線
上野市駅から伊賀上野駅を経由して諏訪地区を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤や沿線に立地する病院への通院、大型商業施設、中心市街地への買い物等の利用に不可欠な路線です。
西山・島ヶ原線
郊外の島ヶ原、新居、長田地区と中心市街地エリアを結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や沿線に立地する病院への通院、大型商業施設への買い物等の利用に不可欠な路線です。また、上野市駅で地域間幹線である上野名張線、玉滝線、阿波線のほか、柘植線と接続することにより、他市域や他支所管内への移動も可能となっています。このような重要な役割を担っている一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。
柘植線
上野市駅と旧伊賀町を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤、通学や沿線に立地する病院への通院、中心市街地への買い物等の利用や沿線に立地する高等学校の生徒の通学利用に不可欠な路線です。

■市内バス路線一覧

系統名	起点	経由地	終点	許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
【営業路線バス】							
上野名張線	伊賀上野駅前	上野市駅	名張駅西口	4条乗合	路線定期運行	三重交通	幹線補助
阿波線	上野市駅	大山田支所前	汁付	4条乗合	路線定期運行	三重交通	幹線補助
玉滝線	上野市駅	佐那具	阿山支所前	4条乗合	路線定期運行	三重交通	幹線補助
桐ヶ丘線	羽根東	青山町駅前	桐ヶ丘	4条乗合	路線定期運行	三重交通	
【廃止代替バス】							
友生線	上野市駅	上野南公園前	高山	4条乗合	路線定期運行	伊賀市	フィーダーシステム補助
諏訪・予野線	諏訪下出	伊賀上野駅	金坪	4条乗合	路線定期運行	伊賀市	
西山・島ヶ原線	上野市駅	西山	やぶつちやランド	4条乗合	路線定期運行	伊賀市	フィーダーシステム補助
柘植線	上野市駅	服部口、寺田	新堂駅南口	4条乗合	路線定期運行	伊賀市	
月瀬線	上野市駅	永谷辻、奥法花	桃香野口	4条乗合	路線定期運行	伊賀市	
【いがまち行政サービス巡回車】							
柘植・西柘植線	消防署東分署前	柘植駅前・新堂駅南口	保健福祉センター	79条交通空白地有償運送	路線定期運行	伊賀市	
西柘植・壬生野線	消防署東分署前	新堂駅南口	消防署東分署前	79条交通空白地有償運送	路線定期運行	伊賀市	
希望ヶ丘線	新堂駅南口	滝川橋東詰・虹ヶ丘	希望ヶ丘口	79条交通空白地有償運送	路線定期運行	伊賀市	

6-2 事業進捗の評価方法

(1) 事業・目標値の進捗管理

各事業については、毎年度、進捗確認を行います。また、目標値の算出に用いるデータや調査は下表のとおりとなっています。目標値については、計画の中間年となる2023（令和5）年度および最終年となる2026（令和8）年度に進捗状況の確認を行います。

基本方針・目標	目標値の算出方法
基本方針1：市民・利用者の生活の質を高める地域公共交通ネットワークの形成	
目標①：公共交通軸の伊賀鉄道の利用者数の増加	統計データ等
目標②：公共交通軸・補完的交通のバスの利用者数の維持	統計データ等
目標③：まちの拠点と居住地を結ぶ公共交通ネットワークの構築	統計データ等
目標④：都市部への通勤・通学環境の充実による市外への転出者数の抑制	統計データ等
基本方針2：誰もが利用しやすく、使いたくなるような地域公共交通サービスの充実	
目標⑤：利用しやすさの向上に向けた路線・乗換案内の充実	交通に関するアンケート調査
目標⑥：乗り継ぎしやすさの向上に向けた乗継利便の充実	交通に関するアンケート調査
目標⑦：地域公共交通を利用したお出かけの増加	交通に関するアンケート調査
基本方針3：一緒に考え、次世代へつないでいく持続可能な仕組みづくり	
目標⑧：地域公共交通に対する市民の参画度の向上	まちづくりアンケート調査
目標⑨：地域公共交通に対する市民の満足度の向上	まちづくりアンケート調査
目標⑩：市民の地域公共交通の利用割合の増加	交通に関するアンケート調査
目標⑪：地域公共交通がもたらすクロスセクター効果の維持	統計データや交通に関するアンケート調査等

※フィーダー系統補助を受けているバス路線（友生線、西山・島ヶ原線）については、P.36 掲載の路線見直し手順に掲げた基準を目標値とします。評価に際して、運行実績をもとに毎年度、目標値の到達度を確認するとともに地域公共交通の利用状況なども把握し、適宜評価を行います。

【目標値】 平均乗車密度 : 1.9人以上
収支率 : 34%以上
乗客1人当たりの市負担額 : 520円以下

左記の目標値のうち
いずれかを満たす
こと。

令和7年 月 日

伊賀市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、上野市駅周辺を中心市街地と各支所エリアや上野地区内の周辺地域を結ぶ廃止代替バスを運行して移動手段の確保に努めてきたが利用者の減少が続き、平成27年度策定の伊賀市地域公共交通網形成計画に定める「平均乗車密度」、「収支率」および「乗客1人当たりの市負担額」についての「既存バス路線の見直し基準」を満たしていない路線がほとんどであり、従来どおりの運行が困難な状況に陥っていた。

そのため、平成31年度に沿線住民自治協議会と協議を進め、路線の統合による運営の効率化、路線のルート追加による新たな需要の掘り起こしや、減便や日祝休日の運休によるスリム化を軸に路線の再編を行い、域内のバス路線維持を図ることとし、令和2年4月1日より新たな運行計画に基づいた廃止代替バスの運行を開始した。

これらの路線は、郊外エリアと、医療機関、金融機関や高等学校等の公的機関が集積する中心市街地エリアを結んで走っているため、移動手段を持たない若年層や高齢者の重要な移動手段として機能している。また、上野市駅で地域間幹線である上野名張線と接続することにより、隣接する名張市方面への通勤・通学的手段としても利用できるとともに、玉滝線、阿波線、柘植線と接続することにより、他支所管内への移動も可能となっている。

また、友生線については工場通勤者の利便を図るため、ゆめが丘地内の工場立地エリアを経由しているが、障がいがある通勤者も複数おり、路線の存在が社会参加への一助となっている。西山・島ヶ原線については、沿線から乗車し上野市駅で乗り継いでゆめが丘へ通う障がい者の利用や、沿線の小中学校生徒による通学利用に対応しており、重要な移動手段となっている。

そして、令和3年3月に新たな交通の計画として伊賀市地域公共交通計画を策定したが、上記の重要性に鑑み、友生線および西山・島ヶ原線をフィーダー系統として位置づけている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線とする。
(伊賀市地域公共交通計画 P.36 参照)

路線名	【基準】	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標
	平均乗車密度 (1.9人以上) 収支率 (34%以上) 乗客1人当たり市負担 (520円以下)			
友生線	平均乗車密度	1.9	1.9	1.9
	収支率	34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担	520.0	520.0	520.0
西山・ 島ヶ原線	平均乗車密度	1.9	1.9	1.9
	収支率	34.0	34.0	34.0
	乗客1人当たり市負担	520.0	520.0	520.0

(2) 事業の効果

- ・移動手段を必要とする人に対して持続可能なサービスが提供できる。
- ・地域間幹線系統に接続することで、市内地域間及び近隣市村への広域的な移動手段が確保される。
- ・伊賀市地域公共交通計画に定めた既存路線バスの見直し基準に見合った路線運営を行うことで、持続可能な運行が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・啓発（伊賀市） バス乗り方教室の実施等により、交通系ICカードの利用方法等、バス利用について情報提供を行い、利用機会の増進を図る。 ・ 利用状況の把握（三重交通株式会社、伊賀市） 各路線の実際の利用状況について把握を行い、利用動向を確認する。 ・ 情報提供（伊賀市） 沿線の住民自治協議会へ収支・利用状況等の情報を定期的に開示することで、情報提供を図るとともに、路線利用に向けた意識の醸成を図る。 ・ 新しい運行形態での本格運行に向けた検討（伊賀市） デマンド運行等、新しい運行形態での実証運行の状況分析等を行い、本格運行に向けた検討を進め、フィーダー系統につながる移動体系を整備し直し、フィーダー系統を含め交通ネットワーク全体で利便性の向上を図る。 ・ 沿線地域の催事等との連携（伊賀市） 沿線地域で実施される催事等の地域活性化事業と連携し、バス路線への誘客を図る。 ・ 通学定期券購入費への助成（伊賀市） 通学定期券購入費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担を軽減するとともに、公共交通の利用促進を図る。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ OD調査の実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

(令和元年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和元年 5月29日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2018(平成30)年度バス路線別実績及び評価について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について

第2回協議会 令和元年 12月13日開催

- ・伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく廃止代替バス路線の再編について
- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について
- ・前回協議会以降に進めている施策について

(令和2年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和2年 5月21日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の進捗状況について
- ・2019(令和元)年度バス路線別実績及び評価について
- ・(仮称)第2期伊賀市地域公共交通網形成計画の策定について・・・計画の構成(案)、計画検討において留意すべきと考えているポイントについて

第2回協議会 令和2年 8月 5日開催

- ・自家用有償旅客運送の更新登録について
- ・(仮称)伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画素案について(地域公共交通の現状・課題、計画の概要、基本理念、基本方針)
- ・第1回協議会で出された意見について
- ・伊賀鉄道生活交通改善事業計画の一部変更について

第3回協議会 令和2年10月21日開催

- ・(仮称)伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・計画の目標、実施事業、計画の推進体制について

第4回協議会 令和3年 1月27日開催(書面開催)

- ・伊賀市地域公共交通計画の策定について・・・パブリックコメントによる修正を反映した計画本編案について(最終確認)
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の路線の延長、運行経路等の変更について

※伊賀市地域公共交通計画 令和3年3月 5日 作成
令和3年3月31日 公表

(令和3年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和3年 6月 2日開催(書面開催)

- ・廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・伊賀市地域公共交通網形成計画の目標達成状況について
- ・伊賀市地域公共交通計画における令和3年度実施事業について

第2回協議会 令和3年11月 2日開催(書面開催)

- ・神戸地区地域運行バス「かんべ北斗号」の運行計画変更について
- ・青山行政バスの運行計画変更について
- ・阿山行政サービス巡回車の運行計画変更について
- ・バス路線見直しに係る評価対象期間について
- ・鉄道事業再構築実施計画の取り組み状況について(中間報告)
- ・伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について

第3回協議会 令和4年 1月25日開催(書面開催)

- ・鉄道事業再構築実施計画の中間評価について

(令和4年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和4年 6月 3日開催

- ・ 廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・ 令和3年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・ 令和3年度バス路線別実績及び評価について
- ・ 新たな運行形態の導入検討について
- ・ JR関西本線について

第2回協議会 令和4年11月18日開催

- ・ いがまち及び大山田行政サービス巡回車へのフリー乗降制度の導入について
- ・ 新たな運行形態の導入検討について
- ・ 廃止代替バスに係る運賃改定について
- ・ 伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について

第3回協議会 令和5年 3月29日開催

- ・ 南山城村 村タクの島ヶ原地域への運行について
- ・ 島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・ バス停留所の安全性確保対策について
- ・ フィーダー系統の事業評価について
- ・ 幹線鉄道等活性化事業(四十九駅の新設)に係る事後評価について
- ・ JR関西本線について

(令和5年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和5年 6月 2日開催(書面開催)

- ・ 廃止代替バスに係る生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・ 島ヶ原地域への新しい運行形態の導入について
- ・ 令和4年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・ 令和4年度バス路線別実績及び評価について
- ・ 伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・ 地域間幹線系統バス路線について

第2回協議会 令和5年11月17日開催

- ・ 山添村村民バスの運行について
- ・ 美旗地域コミュニティバス「はたっこ号」の予備車両変更登録について
- ・ 比自岐コスモス号に係る運行計画の変更について
- ・ 大山田行政サービス巡回車に係る運行計画の変更について
- ・ 伊賀市地域公共交通計画の進捗状況の確認について

第3回協議会 令和6年 2月 9日開催

- ・ 伊賀市地域公共交通計画の改訂について
- ・ 伊賀鉄道に係る生活交通改善事業計画(案)について
- ・ 伊賀鉄道に係る地域公共交通再構築調査事業(案)について
- ・ 島ヶ原ぐるり号に係る運行計画の変更について

(令和6年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会)

第1回協議会 令和6年 5月31日開催

- ・ 地域公共交通計画の認定申請に係る協議等について
- ・ 令和5年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・ 令和5年度バス路線別実績及び評価について
- ・ 島ヶ原ぐるり号本格運行に向けた取り組みについて

第2回協議会 令和6年 8月30日開催(書面開催)

- ・ 島ヶ原ぐるり号の改編について
- ・ 廃止代替バス「西山・島ヶ原線」路線の一部廃止について
- ・ 山添村村民バスの路線及びダイヤ変更について
- ・ 廃止代替バス「諏訪・予野線」路線の一部廃止について
- ・ 伊賀市地域公共交通計画の変更について
- ・ 関西本線活性化のための柘植線臨時増発バス実証事業に係る新規系統の追加について

第3回協議会 令和7年 1月10日開催

- ・フィーダー系統の事業評価について
- ・令和7年度伊賀鉄道生活交通改善事業計画について
- ・路線バスの維持存続について

第4回協議会 令和7年 2月17日開催（書面開催）

- ・伊賀市地域公共交通計画の変更について
- ・いがまち行政サービス巡回車の路線変更等について

（令和7年度伊賀市地域公共交通活性化再生協議会）

第1回協議会 令和7年 5月30日開催

- ・地域公共交通計画の認定申請に係る協議等について
- ・阿波線・玉滝線地域旅客運送サービス継続実施計画（案）について
- ・令和6年度伊賀市地域公共交通計画の進行管理について
- ・次期伊賀市地域公共交通計画の策定について
- ・令和6年度バス路線別実績及び評価について
- ・島ヶ原ぐるり号本格運行に向けた取り組みについて

19. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が含まれているほか、法定協議会に地域部会を各支所別に設け、住民自治協議会代表、社会福祉協議会代表等で構成して各地域の様々な要望や意見等を協議している。

平成31年4月には、市内の廃止代替バスの運営が困難になってきている状況について、該当路線の沿線住民自治協議会代表を対象に説明会を実施した。

その説明会を踏まえ、沿線住民自治協議会代表と令和2年度以降の運行について個別の協議を行う中では、地元から路線を残してほしいという思いを聞かされており、通学利用も見られたことから、持続可能な路線の存続を目指し令和2年4月から新たな運行計画に基づく廃止代替バスの運行を開始した。

運行計画見直しの過程では、市内の障がい者就労支援施設より、友生線のバス停がゆめが丘地内の工場立地エリアから離れているため、工場へ施設外就労している利用者がバス停から15～20分の徒歩を余儀なくされている旨申し入れがあり、バス停の場所を変更してほしいとの要望が出された。同様に、ゆめが丘で企業活動を行う事業者が会員となっているゆめぼりす伊賀立地企業連絡会からも、自転車通勤をしている者や車通勤が困難である者に配慮したバス路線のルートやバス停設定を行ってほしい旨の申し入れがあった。移動手段の欠如が障がい者の一般就労への道を閉ざすことを防ぐとともに、新たな利用者の掘り起こしを行うためルートの変更が有用であると考え、令和2年4月からは工場立地エリアを経由するようルート変更を行っている。

令和2年度は、複数の地域において市内の公共交通の現状について説明を行うとともに、利用促進の働きかけを行った。

令和3年度は、各路線に乗り込んで利用状況の調査を行い、利用者や運転士に聴き取りもあわせて実施した。その中では、通学や通院の手段として欠かすことのできない交通手段であるという意見を拝受した。

令和4年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と協議を持ち、利用状況等の現状について情報共有を行うとともに、アンケートの実施等も含め今後の改善に向けた協議・検討を行うこととした。

令和5年度は、沿線の住民自治組織である住民自治協議会が利用者等に対して「移動交通に関するアンケート」を実施し、利用者等の意見を把握した。そして、そのアンケート結果を基に、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と今後の改善に向けた協議・検討を行った。

令和6年度においても、沿線の住民自治組織である住民自治協議会と協議を持ち、利用状況等の現状について情報共有を行うとともに、今後の改善に向けた協議・検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 三重県伊賀市四十九町3184番地

(所属) 伊賀市地域力創造部公共交通課

(氏名) 中川 達司

(電話) 0595-22-9663

(e-mail) koutsuu@city.iga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
伊賀市	三重交通株式会社	(1) 友生線	上野市駅	ゆめが丘	高山	往20.5km 復20.5km	239日	478回		①	上野市駅にて上野名張線、阿波線、玉滝線及び伊賀鉄道に接続	③
	三重交通株式会社	(2) 西山・島ヶ原線	上野市駅	西山	やぶつちやラウンド	往13.0km 復13.0km	241日	602.5回		①	上野市駅にて上野名張線、阿波線、玉滝線及び伊賀鉄道に接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特別措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



			(1)		(1)				
			浄	ゆめ循環	浄	ゆめ循環			
上野市駅	目	...	6:50	8:40	12:30	15:15	16:30	18:30	うえのしえき
銀座	二丁	...	6:51	8:41	12:31	15:16	16:31	18:31	ぎんざ2ちようめ
銀座	四丁	...	6:52	8:42	12:32	15:17	16:32	18:32	ぎんざ4ちようめ
恵美須	須	...	6:52	8:42	12:32	15:17	16:32	18:32	えびすまち
茅町	茅町	...	6:53	8:43	12:33	15:18	16:33	18:33	かやまちえきまえ
茅町	茅町	...	6:54	8:44	12:34	15:19	16:34	18:34	かやまちひがし
緑ケ丘	本	...	6:55	8:45	12:35	15:20	16:35	18:35	みどりがおかほんまち
労働基準監督署	署	...	6:56	8:46	12:36	15:21	16:36	18:36	ろうどうきじゆんかんとくしよまえ
市東緑F下	学	...	6:57	8:47	12:37	15:22	16:37	18:37	しえいじゆたくまえ
市東緑F下	学	...	6:58	8:48	12:38	15:23	16:38	18:38	ひがししようがっこうまえ
市東緑F下	学	...	6:59	8:49	12:39	15:24	16:39	18:39	みどりがおかみなみまち
市東緑F下	学	...	7:00	8:50	12:40	15:25	16:40	18:40	ふりーふるさとぐち
市東緑F下	学	...	7:02	8:52	12:42	15:27	16:42	18:42	しもともの
DMGMORI	アリ	...	7:07	8:57	12:47	15:32	16:47	18:47	でいーえむじーもりありーなまえ
ゆめが丘	四丁	...	7:08		12:48		16:48	18:48	ゆめがおかよんちようめ
ゆめが丘	地区	...	7:09		12:49		16:49	18:49	ゆめがおかちくしみんせんたー
友生小	学	...	7:10		12:50		16:50	18:50	とものしようがっこうまえ
上野南公園	北	...	7:12		12:52				うえのみなみこうえんきたぐち
ゆめが丘	七丁	...	7:13		12:53				ゆめがおかなちようめひがし
ゆめが丘	浄水	...	7:15		12:55				ゆめがおかじようすいじようまえ
ゆめが丘	七丁	...	7:18		12:58				ゆめがおかなちようめひがし
上野南公園	北	...	7:19		12:59				うえのみなみこうえんまえ
上野南公園	北	...	7:20		13:00				ゆめがおかなちようめきた
中友生局	所	...	7:24		13:04		16:55	18:55	なかともの
F友生保友	育	...	7:26		13:06		16:57	18:57	とものきよくまえ
F友生保友	育	...	7:27		13:07		16:58	18:58	ふりーとものほいくしよまえ
F友生保友	育	...	7:28		13:08		16:59	18:59	かみともの
F友生保友	育	...	7:29		13:09		17:00	19:00	ふりーほんじばし
F友生保友	育	...	7:30		13:10		17:01	19:01	いなば
F友生保友	育	...	7:31		13:11		17:02	19:02	はすいけ
F友生保友	育	...	7:33		13:13		17:04	19:04	ほおじろ
F友生保友	育	...	7:34		13:14		17:05	19:05	ひろ
F友生保友	育	...	7:35		13:15		17:06	19:06	あおのだい
F友生保友	育	...	7:37		13:17		17:08	19:08	たかやま

				(1)		(1)					
				ゆめ循環	浄	ゆめ循環	浄				
高青	ノ	山代	...	7:42		13:30		17:15	...	たかやま	
高青	ノ	山代	...	7:43		13:31		17:16	...	あおのだい	
高青	ノ	山代	...	7:44		13:32		17:17	...	ひろ	
喰蓮	代	池	...	7:45		13:33		17:18	...	ほおじろ	
稲	池	葉	...	7:47		13:35		17:20	...	はすいけ	
F上	梵	橋	...	7:48		13:36		17:21	...	いなば	
F上	梵	橋	...	7:49		13:37		17:22	...	ふりーほんじばし	
F上	梵	橋	...	7:51		13:39		17:24	...	かみともの	
F上	梵	橋	...	7:52		13:40		17:25	...	ふりーとものほいくしよまえ	
F上	梵	橋	...	7:53		13:41		17:26	...	とものきよくまえ	
F上	梵	橋	...	7:55		13:43		17:28	...	なかともの	
DMGMORI	アリ	ナ	...	6:23	7:59	8:57	13:47	15:32	17:32	...	でいーえむじーもりありーなまえ
ゆめが丘	四丁	目	...	6:24	8:00	8:58	13:48	15:33	17:33	...	ゆめがおかよんちようめ
ゆめが丘	地区	民	...	6:25	8:01	8:59	13:49	15:34	17:34	...	ゆめがおかちくしみんせんたー
友生小	学	校	...	6:26	8:02	9:00	13:50	15:35	17:35	...	とものしようがっこうまえ
上野南公園	北	口	...				13:52		17:37	...	うえのみなみこうえんきたぐち
ゆめが丘	七丁	東	...				13:53		17:38	...	ゆめがおかなちようめひがし
ゆめが丘	浄水	場	...				13:55		17:40	...	ゆめがおかじようすいじようまえ
ゆめが丘	七丁	東	...				13:58		17:43	...	ゆめがおかなちようめひがし
上野南公園	北	口	...				13:59		17:44	...	うえのみなみこうえんまえ
下野南公園	北	口	...				14:00		17:45	...	ゆめがおかなちようめきた
F上	生	里	...	6:31	8:07	9:05	14:04	15:40	17:49	...	しもともの
F上	生	里	...	6:32	8:08	9:06	14:05	15:41	17:50	...	ふりーふるさとぐち
F上	生	里	...	6:34	8:10	9:08	14:07	15:43	17:52	...	みどりがおかみなみまち
F上	生	里	...	6:35	8:11	9:09	14:08	15:44	17:53	...	ひがししようがっこうまえ
F上	生	里	...	6:36	8:12	9:10	14:09	15:45	17:54	...	しえいじゆたくまえ
F上	生	里	...	6:37	8:13	9:11	14:10	15:46	17:55	...	ろうどうきじゆんかんとくしよまえ
F上	生	里	...	6:38	8:14	9:12	14:11	15:47	17:56	...	みどりがおかほんまち
F上	生	里	...	6:39	8:15	9:13	14:12	15:48	17:57	...	かやまちひがし
F上	生	里	...	6:40	8:16	9:14	14:13	15:49	17:58	...	かやまちえきまえ
F上	生	里	...	6:41	8:17	9:15	14:14	15:50	17:59	...	えびすまち
F上	生	里	...	6:41	8:17	9:15	14:14	15:50	17:59	...	ぎんざ4ちようめ
F上	生	里	...	6:42	8:18	9:16	14:15	15:51	18:00	...	ぎんざ2ちようめ
F上	生	里	...	6:44	8:20	9:18	14:17	15:53	18:02	...	うえのしえき

※友生線は、平日と土曜日のみ運行致します。
土曜日が祝日の場合は、運休致します。

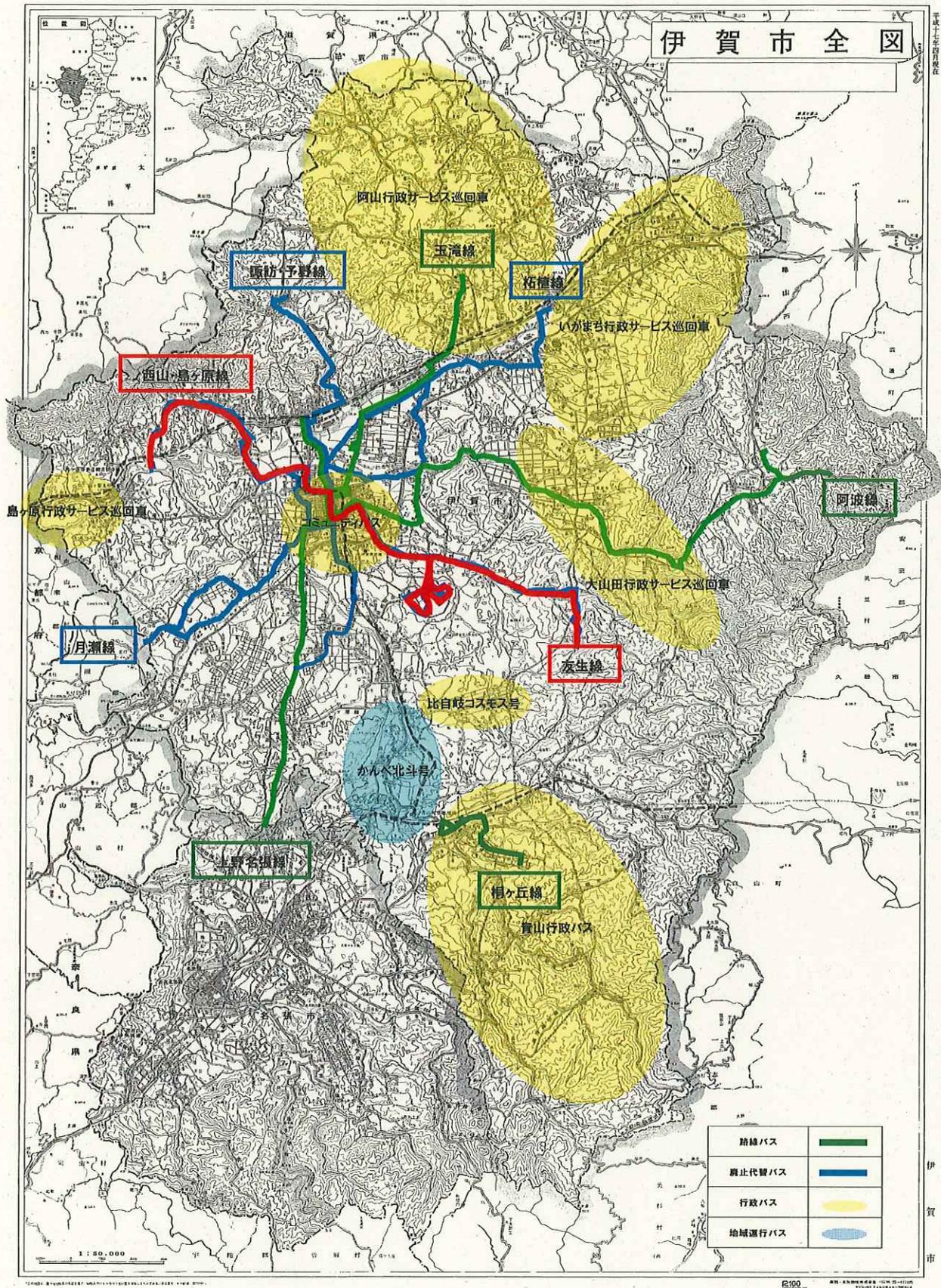
			(2)			(2)				(2)			
			○	☆		★	☆			★	●		☆
上野市駅	6:55	8:00	9:30	9:30	11:30	13:15	13:15	13:55	15:15	16:15	16:15	18:20	うへのしえき
公園口	6:56	8:01	9:31	9:31	11:31	13:16	13:16	13:56	15:16	16:16	16:16	18:21	こうえんぐち
崇広堂前	6:57	8:02	9:32	9:32	11:32	13:17	13:17	13:57	15:17	16:17	16:17	18:22	すうこうどうまえ
小田町	6:59	8:04	9:34	9:34	11:34	13:19	13:19	13:59	15:19	16:19	16:19	18:24	おたちょう
市場	7:04	8:09	9:39	9:39	11:39	13:24	13:24	14:04	15:24	16:24	16:24	18:29	いちば
長根団地	7:05	8:10	9:40	9:40	11:40	13:25	13:25	14:05	15:25	16:25	16:25	18:30	ながた
木根倉	7:08	8:13	9:43	9:43	11:43	13:28	13:28	14:08	15:28	16:28	16:28	18:33	きねだんち
木根倉	7:08	8:13	9:43	9:43	11:43	13:28	13:28	14:08	15:28	16:28	16:28	18:33	きね
岩倉	7:10	8:15	9:45	9:45	11:45	13:30	13:30	14:10	15:30	16:30	16:30	18:35	いわくら
出城	7:11	8:16	9:46	9:46	11:46	13:31	13:31	14:11	15:31	16:31	16:31	18:36	でじょう
新居市民センター前	7:11	8:16	9:46	9:46	11:46	13:31	13:31	14:11	15:31	16:31	16:31	18:36	にいしみんせんたーまえ
西高倉	7:12	8:17	9:47	9:47	11:47	13:32	13:32	14:12	15:32	16:32	16:32	18:37	にしたかくら
森村	7:12	8:17	9:47	9:47	11:47	13:32	13:32	14:12	15:32	16:32	16:32	18:37	もりむら
木田原	7:13	8:18	9:48	9:48	11:48	13:33	13:33	14:13	15:33	16:33	16:33	18:38	きだわら
島居山	7:14	8:19	9:49	9:49	11:49	13:34	13:34	14:14	15:34	16:34	16:34	18:39	はたやま
鳥居出	7:15	8:20	9:50	9:50	11:50	13:35	13:35	14:15	15:35	16:35	16:35	18:40	とりいで
寺辻	7:16	8:21	9:51	9:51	11:51	13:36	13:36	14:16	15:36	16:36	16:36	18:41	てらつじ
下出橋	7:17	8:22	9:52	9:52	11:52	13:37	13:37	14:17	15:37	16:37	16:37	18:42	しもでばし
中出	7:18	8:23	9:53	9:53	11:53	13:38	13:38	14:18	15:38	16:38	16:38	18:43	なかで
西山	7:19	8:24	9:54	9:54	11:54	13:39	13:39	14:19	15:39	16:39	16:39	18:44	にしやま
やぶっちゃランド	9:59	13:44	16:44	やぶっちゃらんど

●:平日のみ運転 ☆:やぶっちゃランド開館日運転
 ○:土曜のみ運転 ★:やぶっちゃランド休館日運転 (火曜休館但し臨時休開業日あり)

				(2)			(2)					
				○	●		☆	★				
やぶっちゃランド	10:10	14:00	やぶっちゃらんど
西山	6:22	7:25	7:29	8:40	10:15	10:15	12:10	14:05	15:45	17:00	...	にしやま
中出	6:23	7:26	7:30	8:41	10:16	10:16	12:11	14:06	15:46	17:01	...	なかで
下出	6:23	7:26	7:30	8:41	10:16	10:16	12:11	14:06	15:46	17:01	...	しもでばし
寺辻	6:24	7:27	7:31	8:42	10:17	10:17	12:12	14:07	15:47	17:02	...	てらつじ
鳥居出	6:25	7:28	7:32	8:43	10:18	10:18	12:13	14:08	15:48	17:03	...	とりいで
島居山	6:26	7:29	7:33	8:44	10:19	10:19	12:14	14:09	15:49	17:04	...	はたやま
木田原	6:26	7:30	7:33	8:44	10:19	10:19	12:14	14:09	15:49	17:04	...	きだわら
森村	6:26	7:31	7:33	8:44	10:19	10:19	12:14	14:09	15:49	17:04	...	もりむら
西高倉	6:27	7:31	7:34	8:45	10:20	10:20	12:15	14:10	15:50	17:05	...	にしたかくら
新居市民センター前	6:27	7:31	7:34	8:45	10:20	10:20	12:15	14:10	15:50	17:05	...	にいしみんせんたーまえ
出城	6:28	7:32	7:35	8:46	10:21	10:21	12:16	14:11	15:51	17:07	...	でじょう
岩倉	6:30	7:33	7:37	8:48	10:23	10:23	12:18	14:13	15:53	17:08	...	いわくら
木根倉	6:31	7:34	7:38	8:49	10:24	10:24	12:19	14:14	15:54	17:09	...	きね
木根団地	6:32	7:35	7:39	8:50	10:25	10:25	12:20	14:15	15:55	17:10	...	きねだんち
市場	6:33	7:36	7:40	8:51	10:26	10:26	12:21	14:16	15:56	17:11	...	いちば
長根団地	6:34	7:37	7:41	8:52	10:27	10:27	12:22	14:17	15:57	17:12	...	ながた
小田町	6:39	7:42	7:46	8:57	10:32	10:32	12:27	14:22	16:02	17:17	...	おたちょう
崇広堂前	6:42	7:45	7:49	9:00	10:35	10:35	12:30	14:25	16:05	17:20	...	すうこうどうまえ
公園口	6:43	7:46	7:50	9:01	10:36	10:36	12:31	14:26	16:06	17:21	...	こうえんぐち
上野市駅	6:45	7:48	7:52	9:03	10:38	10:38	12:33	14:28	16:08	17:23	...	うへのしえき

※西山・島ヶ原線は、平日と土曜日のみ運行致します。土曜日が祝日の場合は、運休致します。

市内バス路線の現況【令和6年11月～】



【運行回数・日数等が挙証できる書面】

運行系統（１）：友生線

- ・友生線のうち、平日のみ運行（土日祝日運休）の上野南公園北口経由便が補助対象。（８月１３日～１５日および１２月３０日～１月４日は祝日扱いのため運休）

上野南公園北口経由便 ～

・平日運行（土日祝日運休） 2往復 × 239日 = 478回

運行系統（２）：西山・島ヶ原線

- ・平日、土曜のみ運行。日曜祝日は運休。（８月１３日～１５日および１２月３０日～１月４日は祝日扱いのため運休）
・やぶっチャは、火曜日が休館日。

やぶっチャ行き便（火曜日を除く平日、土曜日）

上野市駅 9:30—やぶっチャ 9:59 やぶっチャ 10:10—上野市駅 10:38
上野市駅 13:15—やぶっチャ 13:44 やぶっチャ 14:00—上野市駅 14:28
上野市駅 16:15—やぶっチャ 16:44

2.5往復 × 241日 = 602.5回

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	伊賀市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	67,357
交通不便地域等	21,248

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,248	旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
4,209	旧丸柱村、旧阿波村、旧布引村、旧玉滝村、旧上津村、旧矢持村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
伊賀市地域公共交通計画	令和3年3月5日 (令和6年3月改定) (令和6年11月改定) (令和7年2月改定)	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

